

令和 6 年度 狂犬病調査結果

狂犬病検査実施要領（厚生労働省通知「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」）に基づき、都内の犬・野生動物等を対象とした狂犬病調査を実施した。

1 検体採取日

(1) 犬等

令和 6 年 2 月 1 5 日（木）【犬（C 群） 1 頭】（No. 1）

令和 6 年 1 0 月 1 日（火）【犬（C 群） 1 頭】（No. 2）

令和 6 年 1 0 月 1 0 日（木）【犬（C 群） 1 頭】（No. 3）

令和 7 年 1 月 2 3 日（木）【犬（C 群） 1 頭】（No. 4）

(2) 野生動物

令和 6 年 5 月 1 4 日（火）【タヌキ（B 群） 1 頭】（No. 5）

令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）【タヌキ（B 群） 1 頭】（No. 6）

令和 6 年 1 1 月 2 7 日（水）【タヌキ（B 群） 1 頭】（No. 7）

なお、狂犬病検査実施要領に基づく調査対象動物である犬・野生動物等の分類（A 群から C 群）については以下のとおりである。

A 群	犬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師による狂犬病の届出に基づき、検査対象となる犬等 ・ 動物愛護相談センターに咬傷犬として収容され、検診期間内に死亡した犬 ・ 動物愛護相談センターに収容され、狂犬病を疑う症状を示して死亡した犬等
	野生動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 咬傷事故を起こした後に捕獲され、致死処分された野生動物
B 群	犬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に何らかの異常が認められ、譲渡不適として致死処分された犬等
	野生動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱した状態で保護され、致死処分された野生動物
C 群	犬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護相談センターに収容されたのち、行動等に特段の異常は認められないものの、譲渡不適として致死処分された犬等
	野生動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲等により捕獲され、致死処分された野生動物

2 調査実施機関

(1) 犬等

①犬等の選定及び検体採取と搬入

動物愛護相談センター

②狂犬病ウイルスの遺伝子検査

健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科結核・性感染症研究室

③連絡調整等

健康安全部環境保健衛生課

動物愛護相談センター

(2) 野生動物

①検体採取、狂犬病ウイルスの遺伝子検査・抗原検査

健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科結核・性感染症研究室

健康安全部環境保健衛生課

動物愛護相談センター

②連絡調整等

健康安全部環境保健衛生課

③検体提供等

環境局自然環境部計画課

3 調査結果

収容した犬及び野生動物の脳検体を用いた狂犬病ウイルス遺伝子検査及び抗原検査の結果は、表1のとおりである。

表1 狂犬病ウイルス遺伝子検査及び抗原検査結果

No.	動物種	分類	RT-PCR 法	蛍光抗体法
1	犬	C群	陰性	NT
2	犬	C群	陰性	NT
3	犬	C群	陰性	NT
4	犬	C群	陰性	NT
5	タヌキ	B群	陰性	陰性
6	タヌキ	B群	陰性	陰性
7	タヌキ	B群	陰性	陰性

NT：検査せず